

意匠分類記号	意匠分類の名称
K2-60	釣用バケツ及び釣り用魚入れ

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K2-6	全	釣用びく及び釣り用魚入れ
K2-00	一	釣用(撒き餌用)バケツ、

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C5-3251	釣用クーラー、釣り用携帯保冷箱

この分類に含まれる物品		
釣用びく	釣用魚入れ	釣用バケツ
撒き餌用バケツ		

定義			
魚釣りなどの折りに、とった魚を一時的に入れておく容器や籠(かご)全般および部品。びく。 また、餌入れやおとり鮎の生け簀として用いたりする生もの用の容器・箱類および部品。 その他、水汲み用バツカンなど。			
登録 1095188 号 釣用魚入れの流出防止具	登録 1074378 号 釣用魚入れ	登録 848045 号 釣用びくの魚入れ体	登録 1049722 号 釣り用バケツ
			

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 釣り用のクーラー、保冷箱はC5-3251(アイスボックス)へ分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)
 物品名を「釣り用バッグ」とする釣り用具入れ用のポケット類を備えたものは、魚入れ部を有していても→K2-70:釣り用具入れへ。

過去に分類した物品の名称	